

○山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例

令和二年十二月二十五日

山梨県条例第五十七号

山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例をここに公布する。

山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例

(設置)

第一条 県民に交流及び連携を図るための機会と場を提供することにより、地域課題の解決及び地域経済の活性化に向けた社会貢献活動、起業等の県民の主体的な取組を促し、もって地域の活性化に資するため、やまなし地域づくり交流センターを設置する。

(名称及び位置)

第二条 やまなし地域づくり交流センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
山梨県立やまなし地域づくり交流センター	甲府市

(事業)

第三条 山梨県立やまなし地域づくり交流センター（以下「センター」という。）においては、センターの設置の目的を達成するために必要な事業を行う。

(指定管理者による管理)

第四条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務（第一号から第三号までに掲げる業務にあつては、当該業務の全部又は一部）を行うものとする。

- 一 利用の承認に関する業務
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 三 会議室、多目的ホール及びコワーキングスペースを一般の使用に供する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定の手続)

第六条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、センターの効用を発揮することができるものであること。

二 事業計画の内容が、センターの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画の内容が、センターの平等な利用を確保することができるものであること。

四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(休館日)

第七条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（次号において「休日」という。）である場合を除く。）

二 休日の翌日（この日が日曜日又は休日である場合を除く。）

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(利用時間)

第八条 センターの利用時間は、午前九時から午後九時までとする。ただし、指定管理者は、知事の承認を受けて、利用時間を変更することができる。

(利用の承認等)

第九条 センターを利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

四 その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。

3 第一項の承認を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

4 指定管理者は、第一項の承認を受けた者が第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消すものとする。

(使用料の還付)

第十条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、知事は、センターを利用する者がその責に帰することができない理由により利用することができなかった場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第十一条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第十二条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第五条各号に掲げる業務の実施の状況
- 二 センターの管理の業務に係る収支の状況
- 三 前二号に掲げるもののほか、センターの管理の状況を把握するために知事が必要と認める事項

(知事による管理)

第十三条 第四条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第五条に規定するセンターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第七条第二項及び第八条ただし書の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務にセンターの利用の承認が含まれるときに限る。）における第九条第一項、第二項及び第四項中の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第九条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

(警察本部長への情報提供依頼)

第十四条 知事は、次に掲げる場合においては、第九条第一項(前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の承認(以下この条及び次条において「利用承認」という。)を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。)に関し、山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第二条第三号に規定する暴力団員等(次条において単に「暴力団員等」という。)であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者又は知事が利用承認をしようとする場合

二 指定管理者又は知事が第九条第四項(前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による利用承認の取消しをしようとする場合

(知事への情報提供)

第十五条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により利用承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(令和三年規則第二八号で令和三年八月一二日から施行)

(準備行為)

2 知事は、この条例の施行の前においても、第四条及び第六条の規定の例により、センターの管理に関し、指定管理者を指定することができる。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

別表（第九条関係）

一 会議室等を利用する場合

施設区分		利用区分		午前	午後	夜	全日
		午前九時～正午	午後一時～午後五時	午後六時～午後九時	午前九時～午後九時		
大会議室	全面	一、五六〇円	二、〇八〇円	一、五六〇円	五、二〇〇円		
	半面	七八〇円	一、〇四〇円	七八〇円	二、六〇〇円		
第一会議室		七五〇円	一、〇〇〇円	七五〇円	二、五〇〇円		
第二会議室		一五〇円	二〇〇円	一五〇円	五〇〇円		
第三会議室		一八〇円	二四〇円	一八〇円	六〇〇円		
第四会議室		七八〇円	一、〇四〇円	七八〇円	二、六〇〇円		
多目的ホール		二、〇七〇円	二、七六〇円	二、〇七〇円	六、九〇〇円		

備考

- 1 利用時間がこの表の区分による時間を経過する場合の超過時間に対する使用料の額は、全日の金額を時間割により算定した額とする。この場合において、その超過時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として算定する。
- 2 入場料金を徴収する場合の使用料の額は、この表の使用料の額に二割の割増率を乗じて得た額を当該使用料の額に加算した額とする。
- 3 使用料の額に一〇円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

二 コワーキングスペースを利用する場合

単位	金額
一日につき	八〇〇円
一月につき	六、八〇〇円

備考 一月を単位として利用する場合において、会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に基づきコワーキングスペースの所在地を住所とする法人の設立又は住所の変更の登記をすることその他規則で定める行為を行うときは、一月当たり五、一〇〇円を加算する。